

公益社団法人日本臨床腫瘍学会 役員等選任に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床腫瘍学会（以下「当学会」という。）の定款施行細則（以下、「細則」という。）第4条に基づいて、当学会の役員等の選任手続きに関する事項について定める。

なお、この規程が使用する用語は、定款及び細則に準じるものとする。

(理事の定数及び理事の種別)

第2条 この法人に、5名以上20名以内の理事を置く。

2 理事には、次の種別を設ける。

(1) 当学会の一定の役職にあったことを理由として理事会が理事候補者として選定し、かかる理由が明示された議案を下に総会の決議によって選任された理事（以下、第1号理事という。）

(2) 1号理事以外の理事（以下、2号理事という。）

(理事候補の資格条件)

第3条 理事候補者の資格条件は、次のとおりとする。

(1) 学部卒業後10年以上経過していること

(2) 連続して5年以上当学会の正会員及び準会員であること

(3) 就任予定日の年齢が満65歳未満であること

(理事の選任手続)

第4条 理事は、総会の決議によって選任されなければならない。

2 理事会は、理事の選任が必要となった場合には、総会に上程する理事選任議案（以下、理事会提案議案という。）を審議し、その内容を確定する。

3 理事会提案議案における理事候補者が再任となる場合には、次の条件を満たさなければならない。ただし、事業年度変更に伴って任期が2年未満となった任期は、連続する任期の一つに加えないものとする。

(1) 1号理事候補者は、1号理事候補者に基づいて就任した理事としての任期が連続しないこと

(2) 2号理事候補者は、2号理事候補者に基づいて就任した理事としての任期が3期連続しないこと

4 理事会は、理事会提案議案中に1号理事候補者もしくは2号理事候補者の種別を明示する。

5 理事会は、2号理事候補者の判断資料とするため、選挙管理委員会に委託して、協議委員を対象とする選挙を実施することができる。

6 理事会は、前項に定める選挙が実施された場合には、これを尊重して2号理事候補者に関する理事会提案議案を決定する。

(理事の退任等)

第5条 理事は、辞任する場合には書面でこれを理事長に届けるものとする。

(理事長・副理事長の選任等)

第6条 理事長及び副理事長は、定款第22条第2項の定めるところにより、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 理事長は理事の任期満了により退任し、再任・重任は妨げない。ただし、再任又は重任した場合の理事長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

3 副理事長は、2名以内とする。

4 理事会は、理事長及び副理事長を解職することができる。

(監事の定数等)

第7条 この法人に、1名以上3名以内の監事を置く。

2 理事会が総会に監事候補者案を上程する場合には、当該監事候補者は任期が3期連続しないことを条件とする。ただし、事業年度変更に伴って任期が2年未満となった任期は、連続する任期の一つに加えないものとする。

3 監事は、理事もしくは協議員を兼任できないものとする。

(監事候補者の資格条件)

第8条 監事候補者の資格条件は、次の通りとする。

(1) 学部卒業後10年以上経過していること

(2) 連続して5年以上当学会の正会員及び準会員であること

(3) 就任予定日の年齢が満65歳未満であること

(4) 学会役員等を経験し、法人等の運営に精通していること

(監事の選任及び退任等)

第9条 監事の選任方法は、2号理事候補者の選任手続きに準じるものとする。

2 監事の解任方法は、理事の解任手続きに準じるものとする。

(協議員の任期及び定年)

第10条 協議員は、社員の10%以内を目安とし、これに相応しい有識者の内から、理事会がこれを選任する。

2 協議員の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、事業年度変更が伴い生じた任期においては、その事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 協議員の定年は65歳とし、満年齢で65歳に達した次の定時総会の翌日に退任する。

(協議員の資格条件)

第11条 協議員の資格条件は、次のとおりとする。

(1) 学部卒業後10年以上経過していること

(2) 連続して5年以上当学会の正会員及び準会員であること

(3) 就任予定日の年齢が満 65 歳未満であること

(4) 前年度までの年会費を完納していること

又は、本規程本条第 3 号及び次のいずれか 1 つを満たしていること

- ・ 日本臨床腫瘍学会がん薬物療法専門医資格を有する者
- ・ 現協議員及び現監事

(協議員の選任)

第 12 条 理事会は、協議員選任に先立ち、予め選挙管理委員会が実施する選挙によって協議員候補者を選定することができる。

2 選挙管理委員会は、理事会から協議員候補者に関する前項の選挙実施の通知があった場合には、速やかに委員会を開催し、協議員候補者に関する選挙手続きを実施する。選挙手続きの詳細は、理事会が別に設けた選挙規程においてこれを定める。

3 理事会は、前項の選挙結果を尊重の上、協議員を選任する。

(協議員の退任等)

第 13 条 協議員は、理事会の承認を経て、辞任することができる。この場合には、理事会承認日にその資格を失う。

2 協議員は、在任中に満年齢で 65 歳に達した場合には、次の定時総会の翌日に退任する。

3 協議員は、次の場合には直ちにその資格を失う。

(1) 病気等やむを得ない事由により協議員の職務が遂行できなくなったことを理事会が認めたとき。

(2) 理事会において解任されたとき。

ただし、この場合に理事会は解任議決の前に当該協議員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(学術集会長の選任)

第 14 条 学術集会長は、原則として理事の中から指名委員会が指名し、理事会および定時総会の承認を経て、選任される。

2 学術集会長の選任に際しては、就任年度も指定されなければならない。その任期は、それぞれ就任年度の前年度の年次学術集会の終了日翌日から、当該年度の年次学術集会終了日までとする。

3 学術集会長に事故あるとき、又は不測の事故により欠員を生じた場合は、指名委員会は、別に定めるところにより、理事の中から会長職務代行者を任命することができる。任期は、前任者の残余期間とする。

(委員長及び委員等の選任)

第 15 条 常設委員会の委員長は、理事長が原則として理事の中から選出し、理事会で承認を得る。

2 各委員会の委員は委員長が原則として正会員の中から指名し、理事会の承認を得る。ただし、委員長が正会員以外のものから委員を選出する必要があると認めたときに

は、正会員以外のものを委員として指名することができる。

- 3 常設部会の部会長は、理事長が原則として理事の中から選出し、理事会で承認を得る。
- 4 常設部会の部会員は当学会の正会員の中から部会長が指名し、理事会の承認を得る。
- 5 委員及び部会員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(委員長及び委員等の退任)

第16条 委員長及び委員等の各定年は65歳とし、満年齢で65歳に達した場合には、次の定時総会の翌日に退任するものとする。ただし、指名委員会委員の定年はこの限りではない。

- 2 委員長もしくは委員等は、理事会の承認を経て、いつでも辞任することができる。
- 3 理事会は、いつでも委員長もしくは委員を解任することができる。この場合には、理事会は解任議決の前に当該委員等に弁明の機会を与えなければならない。

(規程の変更等)

第17条 この規程は、理事会の決議によって変更又は廃止することができる。

附則

1. 理事会は、できる限り2号理事が半数ずつ改選されるよう2号理事候補者の選定を行うものとする。
2. この規程は、2015年6月1日より実施する。
3. 2019年3月10日 この規程の事業年度変更時の任期（第4条、第7条、第10条）を明確にし、2019年3月11日より実施する。
4. 2023年3月24日この規程第6条3項を変更、及び第8条(4)を追加し2023年3月25日より実施する。